

島根県人権施策推進協議会

日 時 令和5年11月14日（火）

13：30～15：30

場 所 島根県民会館2階 第1・第2多目的ホール

○人権同和対策課 足立課長補佐 それでは、ただいまから島根県人権施策推進協議会を開催します。

この協議会は、島根県の人権施策の推進や施策の在り方について、幅広く県民の皆様から御意見を伺うために設置しております。

開会に当たりまして、島根県環境生活部長の西村より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部 西村部長 失礼いたします。島根県環境生活部長の西村でございます。島根県人権施策推進協議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から県の人権施策の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、県におきましては、平成31年の3月に人権教育啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針である島根県人権施策推進基本方針の第2次改定を行い、この基本方針に基づき、各種人権施策を推進しているところであります。しかしながら、今なお私たちの周りには女性、子供、高齢者、障害のある人などに対する人権侵害が発生するなど、多くの課題が存在しております。また、社会情勢の変化に伴い、インターネット上での誹謗中傷や差別的な書き込み、ヘイトスピーチ、性的指向等に関わる差別や偏見などが発生しており、人権問題は複雑多様化しております。私たち一人一人がこのような状況を自分自身の課題として捉え、人権が尊重され、偏見や差別のない明るい社会を築くために、社会全体で取り組んでいく必要があります。県としましては、引き続き一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、これまでの施策の成果を検証し、かつ生かしながら、各種人権施策がより一層効果的なものとなるよう取り組んでいきたいと思っております。

本日は、各部局が実施している人権施策の実施状況につきまして報告させていただきます。限られた時間ではありますが、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。簡単ではありますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○足立課長補佐 協議会は、人権問題の各分野に関し、優れた見識をお持ちの委員により組織しており、委員の任期は2年となっております。本年10月に改選を行い、計18名の方に委員に御就任いただいております。なお、公募委員については、7月下旬から1か月半の募集期間を設け募集しましたが、応募がなく、現在のところ不在となっております。

本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿のとおりですが、委員の2番に記載の高橋委員が本日急用のため御欠席となり、15名の委員に御出席いただいております。また、委員名簿のうち1番の佐藤委員、7番の川内委員につきましても、所用のため御欠席です。

それでは、委員の皆様へ一言、簡単に御挨拶をいただきたいと思っております。

名簿順に、繁浪委員からお願いできますでしょうか。

○繁浪委員 今御紹介ありました繁浪均と申します。人権擁護委員として、特に子供のほうの部会のほうを担当しております。よろしくお願いいたします。

○實重委員 失礼します。島根県中学校長会より参りました實重詔子と申します。よろしくお願いいたします。

○石飛委員 失礼します。島根県介護支援専門員協会のほうから参りました石飛と申します。よろしくお願いいたします。

○山本委員 失礼します。島根県民生児童協議会から参りました山本敏枝です。よろしくお願いいたします。

○福間委員 失礼をいたします。名簿では8番に記載をしていただいておりますが、島根県社会福祉協議会評議員ということになっておりますけれど、その出身は島根県知的障害者施設家族会連合会の会長として今、行動しておるものでございます。よろしくお願いいたします。

○澤委員 失礼いたします。島根県同和教育推進協議会連合会の副会長の澤と申します。今年度、初めて同和教育推進協議会のほうに参加し、急にこういうような大役を仰せつかって、今どきどきしているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島委員 皆さん、こんにちは。私は島根県隣保館協議会の会長をしております中島シゲ子と申します。今日はよろしくお願いいたします。

○福井委員 島根大学から参りました福井栄二郎と申します。本日はどうもよろしくお願いいたします。

○芝委員 失礼いたします。外国人地域サポーターの芝由紀子と申します。雲南市のほう

で外国人住民さんの生活サポートのほうをしております。よろしくお願いいたします。

○大森委員 失礼いたします。島根県立大学看護栄養学部の大森と申します。よろしくお願いいたします。

○永江委員 失礼します。島根県看護協会の永江と申します。よろしくお願いいたします。

○香川委員 島根大学教育学部の香川奈緒美と申します。よろしくお願いいたします。

○佐藤（文）委員 雲南市教育委員会で指導主事をしていました佐藤文宣と申します。LGBT等、性の多様性についての委員として出席しております。よろしくお願いいたします。

○兒島委員 皆様、こんにちは。島根県人権擁護委員連合会から参りました兒島ミュキです。よろしくお願いいたします。

○万代委員 こんにちは。山陰中央新報社の編集局の次長をしております万代と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○足立課長補佐 ありがとうございます。

事務局職員につきましては、配席表及び出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

なお、本日は委員改選後の初めての会議ですので、議長となる会長が決まるまでは、人権同和対策課課長の島田が進行いたします。

○人権同和対策課 島田課長 失礼いたします。人権同和対策課長の島田でございます。

それでは、会長・副会長の選任について、お諮りをいたします。本会議の設置要綱、お手元にあるかと思いますが、第5条第1項の規定によりまして、会長・副会長は委員の皆様方の互選によることとなっております。

会長・副会長の選任につきまして、いかが取り計らいいたしましょうか。どなたか御意見がございますでしょうか。

○石飛委員 すみません、事務局からの提案はございませんでしょうか。

○人権同和対策課 島田課長 今、事務局からということで御意見を頂戴したところでございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局といたしましては、13番の大森眞澄委員様を会長に、また、3番の繁浪均委員様を副会長に推薦したいと思いますが、いかがでございましょうか。（拍手）ありがとうございます。

それでは、会長を大森委員、副会長を繁浪委員にお願いしたいと思います。どうぞ、前

の会長席、副会長席のほうへお移りいただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、ここから後の議事進行は、要綱の第5条第2項に基づき、大森会長様にお願いをいたします。

○大森会長 それでは、会長を仰せつかりました大森でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これから先は私のほうで進行をさせていただきます。会議の円滑な進行に御協力をよろしくお願いいたします。また、活発な意見交換ができますことを期待しています。よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議ですが、要綱の第7条に基づいて、公開して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。御賛同いただける方は拍手をお願いいたします。（拍手）

それでは、本会議は公開にて行います。

早速ではありますが、議事の2、資料の3を御覧ください。資料2は全体のものがまとめてありますが、質問に沿って進めてまいりますので、資料3をお開きください。

最初に、資料2は、人権施策推進計画の実施状況及び実施計画について、事前に事務局のほうから各委員さんにはお配りしていただいております。委員さんのほうから質問や御意見をいただいております。これをまとめたものが資料3となっております。本日の進め方としましては、人権課題ごとに事前に出た質問等について、事務局から順に回答をしていただいた後、委員さんのほうから追加の質問や御意見を伺うようにして進めていきたいと思っております。事務局のほうは、そのようによろしいでしょうか。

○人権同和対策課 島田課長 よろしくお願いいたします。

なお、本日は終了時間が3時30分となっております。時間に限りがございますので、審議に時間を割くためにも、事務局のほうからの説明は端的にさせていただくようお願いをいたします。

○大森会長 それでは、まず、資料3の1ページを御覧ください。人権教育に関する課題です。永江委員さんから御意見をいただいております。人権感覚涵養のための研修というものの手法についての御質問です。

人権同和教育課のほう、よろしくお願いいたします。

○人権同和教育課 山崎課長 失礼します。人権同和教育課の山崎といいます。

それでは、まず、ここにあります新たな手法というところですが、令和3、4年度は実践モデル校さんから新たな手法として示されましたのが、ここに書いてあります雑

な相談、これ雑相と通称してはいますが、という実践でした。これ、別に手法自体が新しいというよりは、雑談っていう自然な振る舞いを人権感覚涵養の観点から捉えまして、意識的に小まめな情報共有とか深い相談につなげていくという狙いの下、実践したところが新しいと思っております。すぐにいろんなところで活用できるものじゃないかなと思っております。最近、職場の心理的安全性を確保するっていうことをよく言われておりますけれども、これ、人権感覚の涵養に欠かせないものだと思いますので、この雑相もその一つと言えるかと思っております。以上です。

○大森会長 ありがとうございます。

永江委員さんのほうから、そのほか質問等、追加の御発言があればお願いいたします。

○永江委員 すみません、追加はございません。地域でいますと、どういうふうに本当にしたらいいんだろうかっていう悩みの意見を聞くものですから、今お聞きしまして、早速その旨を伝えたいと思います。ありがとうございました。

○大森会長 ありがとうございます。

続きまして、特定職業従事者に対する人権研修等の充実に関する課題ですけれども、これは佐藤委員さんのほうから2つ御質問をいただいております。テーマがなしとしているのはどういうことかということと、それから、焦点化を図ってもう少し取り組むべきではないかということですが、人権同和教育課のほうからお願いいたします。

○人権同和教育課 山崎課長 お願いします。では、2点、まとめてお答えします。

まず、最初の小・中学校長学校経営実践研修のテーマはなしと記されていた件ですけれども、これは本課の講義自体が設定されていないという意味で、テーマがないという意味ではありません。実際はオンデマンド研修を行っております。教職員の進路保障であるとか、人権教育の進め方といったようなテーマで行っております。

それから、テーマを焦点化して取り組む必要があるのではないかと御指摘ですけれども、私たちも今、次年度以降の研修について検討しております。現場の負担についてはしっかり考慮しつつ、人権教育担当主任等研修とか、あるいは能力開発研修なども活用しまして、テーマを焦点化した研修が実施できればという方向で前向きに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○大森会長 佐藤委員さん、いかがでしょうか。

○佐藤（文）委員 ありがとうございます。人権教育という広い分野の中で、やっぱり人権同和教育課としてのメッセージというのを発信していただきたいということが一つあり

ます。後で同和問題とか性の多様性についても意見をしているところなんですけども、負担軽減という名の下に、何か漠然とし過ぎとか、何もメッセージが伝わっていかないというのが現場としては、より負担感とか、大変さが増してくると思うので、焦点化していくというのがやっぱり大事だと思うので、検討をお願いしたいと思います。

○人権同和教育課 山崎課長 ありがとうございます。

○大森会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見は大丈夫でしょうか。

続いて、女性に関する人権の課題について、こちらも、裏のページになります、永江委員さんから2点御質問いただいております。奨励金制度ですね、事業所の奨励金制度、それから、その規定がないと、規定に関することですね、2点とも女性活躍推進課より願いたいします。

○女性活躍推進課 田邊課長 女性活躍推進課、田邊といいます。よろしく願いたいします。

永江委員からいただきました子育てしやすい職場づくり促進事業のほうですが、この奨励金につきましては、フルタイムとかパートタイムといった雇用形態にかかわらず、時間単位の年次休暇とか、育児短時間勤務等の制度を導入して、柔軟な働き方ができる職場づくり、この制度をつくった中小・小規模の事業者さんに奨励金を支給しています。

もう一つも併せて回答いたしますが、雇用形態にかかわらず対象としていますが、奨励金を受けるためには、就業規則の整備をしていただくという必要がありますので、そのことについては交付とか周知をお願いしています商工会連合会さんですとか松江商工会議所さんのほうから、就業規則のモデルといったものを提示したり、社会保険労務士さん等の相談機関を紹介していただいて、就業規則の規定を指導していただくというような形を取っております。以上になります。

○大森会長 ありがとうございます。

永江委員さんのほう、願いたいします。

○永江委員 ありがとうございます。一応、パンフレットとか資料を見させていただいたんですけども、ちょっと分かりづらかったものですから、確認の意味で質問させていただきました、ありがとうございました。

○田邊女性活躍推進課長 ありがとうございます。

○大森会長 ありがとうございます。

続いて、子供の人権に関する課題です。こちら永江委員さんのほうからの御質問です。指定校の選出の方法についてです。

教育指導課よりお願いいたします。

○教育指導課 山崎企画幹 御質問の、毎年指定校を選出しておられますかということですが、毎年選出を、指定をしております。理由につきましては、そちらに記載しておりますとおり、市町村教育委員会と協議を行いまして、過去3年間の不登校及び不登校傾向の児童数、学校規模を考慮して行っております。ですので、上記の選定基準を設定しておりますので、全ての小学校への計画的な配置は行っておりません。以上です。

○大森会長 永江委員さん、いかがでしょうか。

○永江委員 ありがとうございます。200校ある小学校の中でどういうふうな選定基準をされていらっしゃるのかというのがちょっと分からなかったものですから、質問させていただきました。ということは、地域の中での偏りとか、そういうようなことはないわけですね。

○大森会長 お答えいただけますでしょうか。地域によって偏りがあるのかどうかという点です。

○教育指導課 山崎企画幹 配置校ということでしょうか。

○永江委員 はい。

○教育指導課 山崎企画幹 それはございませんので。

○大森会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見等ございませんでしょうか。

では、続きまして、障がいのある人の人権に関する課題ですが、こちら永江委員さんのほうからです。高齢者、障がい者施設における虐待等の事件に関して、チームの派遣がされていますかということですが、障がい福祉課よりお願いいたします。

○大下障がい福祉課長 御質問のありました障害者虐待対応専門職チームの派遣事業、こちらのほうは、基本は市町村となっております。障害者虐待防止法、この中で例えば養護者、あるいは施設従事者の虐待事案、疑いのある事案が発生した際に、その通報窓口は市町村となっております。市町村がそういった疑い事案について、検証するために現地へ入ったりとするということとなっております。その関係で、市町村が対応した個別の虐待事案、困難事例についての相談ですとか、あるいは関係者を集めた事例検討、あるいは情報交換、こういったところに対して、この専門職チーム、弁護士ですとか社会福祉士で構成

されますが、派遣を行いましてアドバイスを行うという事業となっております。

○大森会長 ありがとうございます。

永江委員、いいですか。

このことに関して、委員さんの中でも介護支援専門員協会の石飛様、何か御意見等ございましたら。

○石飛委員 高齢者のほうが専門ですけれども、やっぱり、島根県内でもちょっと数は把握してないですけれども、当然在宅、それから施設の今、そういった虐待事例というのが発生はしてきているところです。そういったところで、まずは地域の各市町村でそういった地域ケア会議等を行う中で、個別にまずは相談、指導をしていくっていうようなところを取り組んでもらっているところですけれども、やっぱり携わる者自身の教育というのも、我々の法人でも力を入れていきたいなというふうに感じているところです。

○大森会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。そのほか御発言があればお願いします。

では、続いて、同和問題に関する課題です。こちらは、佐藤委員さんからの御質問になっております。人権同和教育課として、どのように生徒に伝えるべきこととして、何を伝えているのかということで、人権同和教育課からお願いいたします。

○人権同和教育課 山崎課長 お願いします。同和問題学習における賤称語の扱いですけれども、これに関しまして、まず、県内全ての教員に配付しております人権教育指導資料第2集というのがございます。これの中に、まず留意事項が記載してありますということが一つです。それと、ここにありますように、研究授業や公開授業等で同和問題を取り扱った学習の際には、適切な用語の使い方など、その都度、指導、助言しております。ただ、御指摘いただいております賤称語につきまして、現代のインターネットとかSNSを通じて子供たちが目にして、よく分からないまま使ってしまうといった新たな課題も生じています。こうしたメディアが関わる新たな差別事象につきましては、全ての学校が具体的に知っておく必要があると考えておりますので、今後、管理職への説明会であったり、人権教育市民等研修などの機会に合わせて伝えていきたいと思っております。以上です。

○大森会長 ありがとうございます。

佐藤委員さん、お願いします。

○佐藤（文）委員 ありがとうございます。山崎課長さんのおっしゃったように、問題意識持っておられるということで、そこは安心しました。

というのは、私、中学校で校長をしとるときに、ある高校でAという生徒がBという生徒に対して賤称語を使っておとしめるようなことを言ったということがあって、そのAという生徒もBという生徒も私が勤務している学校の中学校の出身の生徒でした。ということがあって、昔というか、それでそこに私は参加しとったんですけども、そのことについては、どうもそういう疑わしいことはなかったんじゃないかということで収まったんですけども、その際、こういった指導を受けていました。賤称語を使うということは、賤称語というのは人を傷つける言葉、使うべきではない言葉であるという押さえを知識的に教えるだけでは駄目だよ、ここに書いてあるとおりです。ということは、じゃあ、そういう言葉を使えば人を傷つける武器になる言葉になり得るんだっていうふうに思ってしまう場合があると。だからこそ、きちんと指導しなければいけないよっていう指導を受けたんです。ただ、それが具体的にどういうふうに指導したらいいんですかっていうことを聞いても、回答がありませんでした。そこで、私の仲間で、じゃあ、どんな指導をしたら子供たちの心に響く指導になるんだらうかということ研修して、一応、こういうことを子供たちに投げかけたらいいんじゃないかということで、一つ、結論を出したんです。けども、それに対して人権同和教育課から、それでいいですよと、何ともなかったということなんですけども、そういった研修をやっぴりすべき、必要じゃないかなというふうに思って書かせてもらいました。

○大森会長 ありがとうございます。個々の子供たちの発達の状況にもよると思いますし、理解をするということで、個別にも検討していかないといけないということがとてもよく分かりました。ありがとうございます。

そのほか、御意見等ございませんでしょうか。

続いて、外国人の人権に関する課題です。これに関しては、5件の質問が上がっております。3ページです。福井委員さんより4つ、万代委員さんより1つですが、まず、人権同和対策の人権ユニバーサル事業について、福井委員さんの御質問です。具体的にどのような人権ユニバーサル事業がプログラムだったのでしょうかということで、人権同和対策課よりお願いいたします。

○人権啓発推進センター 吉田センター長 失礼します。人権同和対策課の人権啓発推進センター、吉田と申します。よろしくお願いいたします。

御質問のございました人権ユニバーサル事業、昨年度の実績でございます。秋に行いました島根県の人権フェスティバルとの同時開催ということで、外国人の人権をテーマにい

たしまして、絵本作家のよしとさんのほうに御参加いただきまして、紙芝居ですとかクイズや歌などを交えまして、また、地元雲南市のほうにお住まいの外国人の方にも御出演いただきまして、多様性をテーマとしたステージを実施しております。以上です。

○大森会長 福井委員さん、もう一つの御質問に対して。

○福井委員 ありがとうございます。

○大森会長 大丈夫でしょうか。

○福井委員 はい。

○大森会長 続きまして、こちら、あと3件です。日本語学習の環境整備等についてです。

こちらは、3件が、文化国際課のほうからお願いいたします。

○文化国際課 吾郷調整監 まず、日本語学習の環境整備についてです。参加されている方からの要望、フィードバックのようなものがありますかという御質問です。受講された方からは、言いたいことがうまく表現できるようになった、職場でのコミュニケーションが改善された、もっと日本人コミュニティーに参加して自分の考えなどを表現できるようになりたいなどの感想をお聞きしております。要望としましては、主に訪問型やオンライン型の教室の受講者の方からの御要望ですが、教室終了後も学習を継続したいとか、さらにレベルアップした内容で学習したいなど、前向きな御意見をお聞きしているところです。外国人住民の皆さんが地域で生活するためには、生活に必要な日本語を習得できる環境整備が大事だと考えており、御希望をお聞きしながら、引き続き環境整備に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、資料の上から3番目、子供たちに特化したような日本語学習の活動はありますかという御質問です。

現在、県としましては、子供を対象とした学校外での日本語学習支援は行っておりませんが、言語の習得は、学習の理解や交友関係の形成、将来のキャリア形成等に関わることから、子供の日本語学習を支援することは重要だと考えております。子供を対象とした学校外での日本語学習支援を今後実施することをちょうど今検討しているところですが、しまね国際センターでは、センターの事業として、日曜日に子供の学習支援教室を開催しております。学校だけではなかなか理解できないところを学習したり、学校の宿題に取り組むなど、子供さんの学校外での学習を支援しております。

続きまして、福井委員の3つ目の御質問でございます。多言語による相談について、どのような相談が多かったのでしょうかという御質問です。

相談が多かった順に書いておりますが、通訳・翻訳に関すること、医療に関すること、交通・運転免許など、入管手続、日本語学習、教育、雇用、労働に関することが多い相談です。そのほか、社会保険や年金、税金、出産、子育て等、生活全般にわたる相談に対応しているところです。以上です。

○大森会長 ありがとうございます。

福井委員さんのほうからお願いします。

○福井委員 御回答いただきましてありがとうございます。

追加の質問というあれではないんですが、お答えいただいた3点目ですかね、利用実績2,308件というのが、やはりちょっと多いのかなという気もするんですが、これ、具体的な数字は構いません、肌感覚のお答えで結構なんですけれども、ここはやはり数字としては、相談件数っていうのは数字としては、このところ、やっぱり伸びがあるんでしょうか、それとも、ここ数年横ばいであるとか、減少傾向にあるとか、その辺りの傾向について少し、分かる範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○文化国際課 吾郷調整監 ありがとうございます。

年々件数は増加をしております。また、相談内容も複雑なものも多くなってきておりまして、対応時間が増えているというような面もございます。

○福井委員 ありがとうございます。

ここにも書きましたけれども、やはり予算等が限られる中で、今後また増加傾向にあるのであれば、一つ大きな問題というか、取り組むべき問題として立ち上がってくるのではないかなと考えております。また今後ともよろしく願いいたします。

○文化国際課 吾郷調整監 ありがとうございます。

○大森会長 ありがとうございます。

続いて、万代委員さんより御質問ですが、外国人地域サポーターについて、どのような人材がサポーターとして適性があると考えておられますかというような質問をいただいております。

文化国際課よりお願いいたします。

○文化国際課 吾郷調整監 外国人地域サポーターの適性や育成、相談内容について御質問いただいております。

外国人地域サポーターさん、本日の委員でいらっしゃる芝委員にもお願いさせていただ

いておりますけれども、外国人住民の皆さんと行政とをつなぐ橋渡し役として活動いただいております。市町村から推薦いただき、県が委嘱させていただいておりますが、多様性を理解し、中立的な立場で積極的に活動に取り組んでいただける方をお願いしております。

連絡調整、情報交換を行う会議や研修を開催しております、サポーターさんの資質向上と相互の連携を深めるために、引き続き開催していきたいと考えております。複雑な案件に対応いただいている場合もあり、例えば親子間のトラブル、子供さんのひきこもりや不登校、学校でのトラブル等に関する相談、就職、経済的問題などがあります。以上です。

○大森会長 万代委員さん、お願いします。

○万代委員 ありがとうございます。

私、委員の皆さんでいらっしゃる中で、唯一ちょっと専門的見地を持たずに参加しているものでして、ちょっと誤解のある発言があったら大変申し訳ないんですが、このことにちょっと関心を持っているきっかけといいますか、誰にとってもなんですけど、特に島根県、人口が減っていく中で、やっぱり一人一人が、人口が増えるべきだとか維持するべきだとか言う前に、減っていく中で多種多様な方が誰にとっても住みやすい地球であってほしいという願いがありまして、特に外国の方にとって住みやすい地域であってほしいという願いがあるものですから、その観点から、ちょっとこの施策に関心を持たせていただきました。

再質問が1点あるが、前提として、先週「NHKスペシャル」でイギリスへの移民の問題が取り上げられていて、欧米なので日本とは状況が違うんですが、移民で来た人に対する対立の構造というか排除の構造というのが非常に激しくなり、かつ、何ていうか、巧妙になっているというか、反対する人にも反対する理由があるんだっていうことを主張されるような、非常に対立の構造が巧妙になって、日本の社会がそういうふうになっていくかっていうようなところもあると思いますので、島根県からは縁が遠い話だと思うんですが、そういう報道を目にしますと、やはり立場の違う方っていう間をつなぐ理解者っていうか、そういった人の存在とか育成っていうのも将来的には非常に大切になるんじゃないかなと思ひまして、このことと外国人地域サポーターっていうのは次元が違う話かもしれませんが、非常にこういう方の存在が大事だというふうに考えておりますので、島根県さんのほうにも大きな発想を持って育てていただきたいなっていうふうな、応援したいっていう気持ちがあって取り上げさせていただきました。

その上で、サポーターの方の個別の実態というか活動というのーをあまり知らずに聞い

てしまうのも恐縮なんです、13個人・団体の今の委嘱状況っていうのは多いのか少ないのか、まだまだこれから増やしていかないといけない、また目標数値とか、そういったことがあったら教えていただきたいかなというふうに思いました。

○大森会長 文化国際課よりお答えできますでしょうか。

○文化国際課 吾郷調整監 昨年度13名、今年度は16名の個人・団体の方に委嘱をさせていただいております、人数としましては大体例年十数人の方に委嘱しております。この外国人サポーター以外にも、日本語のボランティアや通訳のボランティアなど、外国人住民の方を支えるボランティアをしまね国際センターと連携して養成・確保しております。そういったボランティアの皆さんの力が本当に大きく、いつも外国人住民に寄り添った形で対応いただいております。サポーターの皆さん以外にも、そういったボランティアの皆さんにお世話になっておりますので、養成・確保に向けて、引き続き努力していきたいと思っております。ありがとうございます。

○大森会長 万代委員さん、大丈夫ですか。

こちらの芝委員さんはサポーターとして実践していらっしゃるんで、ちょっと御意見等、具体的などいいますか、実践の中からの英知というか、教えてもらいたいと思っております。

○芝委員 失礼いたします。外国人サポーターですけれども、地域で日本語教室を運営したりですとか支援を行っている団体、個人になりまして、日頃から地域で外国人と関わって、何らかの支援をもととしてしている人が多いです。

人数が十分なのかという御質問に関しては、例えば雲南市では私が1人で外国人地域サポートをしておりますけれども、外国人住民さんの課題というのは、生活をする上で、子育て、福祉、学校、健康、税の支払いから全ての分野に関わってくるので、1人でじゃあ200に対して十分かということ、決してそういうことはないんですね。でも、出雲市さんは、多分今サポーターが2名体制ですかね、もっと厳しい状況にあるのではないかと思います。まず、人数が常に足りないというのが一つ課題なところと、あとは、年に2回ですかね、サポーター会議、市町村の御担当の方と関係機関と行っておりますけれども、仕組みとしては素晴らしいものができていまして、各市町村の取組の共有もできますし、島根ならではの横のつながりがしっかりできているなというふうに感じておりますが、市町村によって、どこまで外国人地域サポーターさんと行政機関、市町村の担当、窓口のほうでしっかり協働ができているか、連携が取れるかというのはかなり大きな差がありますので、まだまだ十分にサポーター側の頑張りがなかなか行政のほうで一緒に協働できてないと

いうところもあると思います。以上、2点はやはり課題ではあると思っています。

○大森会長 ありがとうございます。実践家の方からの声でした。ありがとうございます。

そのほか御意見等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、4ページ目をお開きください。患者及び感染者等の人権に対する課題です。永江委員さんのほうからいただいております。コロナ感染症に関する人権侵害についてです。

感染症対策室のほうからお願いいたします。

○感染症対策室 田原室長 永江委員の御質問のとおり、コロナウイルス感染症、3年間大変流行しましたが、現在、国民の約半数以上は感染していると推定されている中で、現在、感染症は5類化されています。そんな中で、国、あるいは県としても普通の季節性インフルエンザと同じような感染症であるということを県民にしっかり意識づけをさせているところではあります。しかしながら、令和2年の1月から国内で始まった感染症ではあります。令和2年、令和3年と、感染者以外の接触者やその方々を治療する医療従事者の方々に対しても不当な差別が起きたことは事実でございます。県では、そのたびに県のホームページや新聞、SNS、あるいは、時には知事の記者会見等で県民に向けての啓発をさせていただきました。もちろん感染症に対する様々な誹謗中傷、偏見があるのは、このコロナウイルス感染症だけではなく、事業でも展開しておりますが、HIV、結核、肝炎ウイルス、様々な感染をされた方々が、いわゆるいまだに誹謗中傷を受けているという状況にありますので、県としては、そういった感染症、そして、今後、コロナウイルス感染症のような新たに新興感染症としてやってくる可能性がある感染症に対して、感染症予防法の改正に基づき、県の予防計画の中で見直しを図っているところです。その予防計画の中で、まず、予防と治療、そして、この人権を守ることを大前提とした計画の見直しを考えています。もちろん感染症法の中だけではなくて、県では保健医療計画の見直しも現在進行しておりますが、県全体の保健と医療の中でも、この感染症に対する人権侵害があってはいけないといったところはしっかり訴えていきたいと考えております。そして、その計画が実際に実行できるように、様々な事業展開を今後も考えていきたいと考えております。以上です。

○大森会長 ありがとうございます。

永江委員さん、お願いいたします。

○永江委員 ありがとうございます。

○157から始まりまして、感染症が発生したときには、もう必ず人権問題が生じてきております。これから新たな感染症が発生すると必ず人権問題というのは起こってきますので、今、御回答いただきましたように、感染症予防対策に併せて、ぜひ、人権啓発に関することも含めてお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

○大森会長 ありがとうございます。

正しく知識を持ったり、それから、危機状態で、やっぱり排除したいっていう不安感からくることも多いかと思いますが、その辺が本当に人権問題として取り扱われると非常にいいと思っています。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

続いて、性的指向、性自認等に関する人権課題で、こちらは、佐藤文宜委員さんから事前に資料を提供してもらっております。資料4-1と2を御覧くださいでしょうか。資料4-1、4-2と上のほうに振ってあります。

そのことについて、まず、先に資料の説明を佐藤委員さんをお願いしてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○佐藤（文）委員 時間を取ってすみません。これは児童生徒に対する性の多様性に係る指導が必要ですよという根拠をつくりたくて作った資料です。昨年度も何か出した覚えがあるんですけども、委員さんも大分替わったようですのでちょっと見てやってください。

私、いろんな中学校へ出かけて、小学校もですけども、授業をします。性の多様性に係る授業をするんですけども、そのときにアンケートを取るんですね。その一つの項目に、あなたは自分の体の性に違和感を抱いたことがありますかという項目があります。そして、アのちょっと数字を見てもらいたいですけども、A中学校、B中学校、C中学校、抱いたことがあるといった男の子は、この数字でした。全体の10%と言われている中で、少ないなというふうに思われているかなと思います。イのところを見てください。分からないと回答した生徒が相当数います。その分からないと書いた生徒の中で、ウのところ、なぜ分からないと答えたかっていうようなことで、非常に真面目に考えて、自分は分からないと答えたっていう子もいるということを私は知りました。そして、エの数字を見てください。A中学校、平成30年に授業をしに行きました。そして昨年度、令和4年度に授業しに行きました。抱いたことがあるというのが6人から19人に増えました。3倍以上に増えました。なぜだろうというふうに私は考えたんですけども、もちろん生徒がもう入

れ違っているので全部違うんだけど、この違いというのは、小学校で性の多様性についての学習をした子たちだからではないかと私は思っています。みんな違ってみんないいというような教育を受けてきた子供だからこそ、自分は抱いたことがあるなというふうなことから心を開いて回答できているんじゃないかなというふうに思っているところです。

裏面には、後の感想を書いてもらうんですけども、これはA中学校の感想です。本当に赤裸々な感想を書いてくれます。自分はこういうふうに悩んで、でも、なかなか言えない。友達にこう言われた、こういう悩みを持ったということを書きつけて書いてくれています。やっぱりこういった授業を通して、何か自分の性について考えるという機会というのは非常に大事じゃないかなというふうに思っています。

一番下に書きましたけれども、この性の多様性についての学習というのは、子供の命、人権を守る教育であるというふうにもいろいろな学校で伝えているところです。

もう一つ、A3の紙、印刷してもらっているんですけども、これは大東中学校区でつくられた指導計画です。

大東中学校へは4つの小学校から進学していくわけなんですけれども、1つの小学校で学習していても駄目だと、4つの小学校が、真ん中どころ下のほうにキーワードって四角く囲っているところがあると思いますけども、このキーワードをしっかりと押さえて中学校に上げなくては行けないと。中学校においては、それをしっかりと受け止めて、それを深めていく授業をしていくということを考えられた資料です。

これについては、私のほうで作ってくださいなんて言った覚えはなくて、この学校の養護教諭さんが集まって作られたものなんです。すばらしいなと思っているんですけども。この大東中学校の取組が、7つの中学校区あるんですけど、雲南市、全ての中学校区で、今これをモデルとして学習が行われている実態があります。こういったものを全県に広げていきたいというのが私の願いであるので、何かしらそういった取組を県を挙げて行っていただければというふうに思っています。以上です。

○大森会長 ありがとうございます。

貴重な資料を提供していただきまして、本当に生の声が反映されているなど感じております。

それでは、佐藤委員さんから御質問をいただいております。

御質問に対して、人権同和教育課のほうからお答えいただけますでしょうか。

○人権同和教育課 山崎課長 それでは、お願いします。

資料の提供ありがとうございました。今、御説明ありましたとおり、性の多様性に関わる指導につきまして、子供の命、人権を守る教育であるという観点から、全ての学校の対応が急務であるということ、非常に同感でございます。当課も、2年前になりますけれども、人権教育担当主任等研修におきまして、これに特化した研修をはじめ、校内研修用の動画の作成であったり、あるいはリーフレットの作成、あるいは出前講座といった方向で今推進しているところです。それから、ここにありますように、保健体育課、子ども安全支援室も、それぞれの立場からの推進を図っているところです。今後も管理職研修会とか、それから、様々な研修の機会に説明、周知をしていこうと思っております。これが1点です。

それから、もう一つ、先ほど最後、全県に広げていきたいということをおっしゃいました。これも私たちも、そのような思いと一緒にして、まだ検討以前の構想の段階ではあるんですけども、ちょっとこのことをお伝えさせていただきたいと思っております。

今構想しておりますのは、より多くの学校、より多くの子供にこうした情報を届けるために、当課のほうで子供向けの動画シリーズっていうのがつくれたらいいなというふうにおもっております。今の性の多様性に関わることを始めまして、様々な人権課題や、あるいは子供の権利とか、それから、子供にも分かる社会保障であるとか、そういった様々なテーマで専門家の方々の助言もいただいたり、あるいは御出演もいただいたりしながら、子供が見て分かりやすいというテーマで動画を作って、授業やホームルームで活用していただいたり、あるいは家庭とか、あるいは子供が自分自身のスマホで見たりとかすることができたらいいなと思っております。ですので、この構想、実現のほう向かいましたら、佐藤委員さんのほうにもぜひ協力いただきまして、何なら御出演もいただきまして、そういう県内の全ての学校や子供がいつでも活用できる、そんな動画を作りたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。以上です。

○大森会長 ありがとうございます。

佐藤委員さん、お願いいたします。

○佐藤（文）委員 この会に参加させてもらったの、6年目ぐらいなんですけども、初めて前向きな回答をいただいて感激しております。本当に子供たちに、まず、正しい情報を知らせていくっていうことがまず大事じゃないかと思えます。そういったものにつながるように御努力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○大森会長 ありがとうございます。

小学校の頃からそういうことを理解していくっていうことが、二次性徴が始まってきますと、本当にホルモンのバランス等でうつになったり、自殺、自傷行為ということも、佐藤委員さんのほうからの資料にも書いてありますが、そういうことで、やはり心の健康を保っていくってことはとても大事なことかと思って、発信できる場がたくさんあるといいなというふうに思っております。ありがとうございました。

それで、御質問いただいた内容については全てになります。16の質問全てが終わったんですけれども、時間が十分にございますので、何か言い残したとか、ここでぜひ発言しておきたいということがございましたら、どうぞ御発言くださいますようお願いいたします。

福間委員さん、お願いいたします。

○福間委員 先ほどの性に関する問題で質問させていただきたいと思うんですが、私は出身団体が、自己紹介のときにお話をしましたように、知的障がい者の子供たちを家族に持つ団体なんですね。私が今所属しているのは、学校を既に卒業した後、施設のほうにお世話になったり、場合によってはグループホームに自宅から通所をしていらっしゃる方の団体ですから、学校教育のところでどういうふうになつとるかちゅうのは私もよく分かりませんが、今、そうした障がい者の方も、やっぱり結婚したいとか、あるいは性に関する、どういうんですか、思いとか、そういうのがあるんですね、現実問題。そういう方というのは、小学校時代とか中学校時代に、どのような教育を受けていらっしゃるのか。今、先生方が紹介されたのは、多分健常者の方が中心じゃないかと思うんですわ。知的障がい者の方というのは、ちょっと私も専門的にはこうだあだちゅうことの説明は十分専門的なことはできないんですけど、やはり、覚えられないし、だから、ついてこられないから手帳をもらって支援を受けていらっしゃる方々なわけですね。それで、そういう方々が、学校を卒業して一般社会人となり、なかなか社会の中でも生活ができませんので、今、支援施設のほうで、いろいろ支援を受けながら社会復帰をするというような建前なんですけれど、なかなかそこはできてないのが現状なんですけれど、そういう方々も、結婚したいとか、あるいは性に関する興味というのは非常にお持ちです、現実問題。そういう方は、なかなか普通の方に比べて知識が非常に少ないのです。なぜかという、学校時代にいろいろ教えてもらってないからというところにつながってくるんじゃないかなという感じは受けるんですね。その辺りの実態ちゅうのは、どうなつとるものでしょうか。

○大森会長 すぐにお答えできますでしょうか。

お願いいたします。

○特別支援教育課 八束課長 今、御質問があった件ですが、障がいのある子供たちに対しても、学校段階で性教育というものは行われていますが、委員御指摘のとおり、知的障がいの状態とか、そういったものに応じた指導をする必要があって、教員は、その状態に応じた指導をしています。例えば絵本とか、そういったもので示したり、具体的にプライベートゾーンは大事ですよとか、そういう直接的な指導をしたり、あと、高等部ぐらいになると、男女の交際とか、そういったところで、こういうことは気をつけようとか、そういった具体的に行動で示せるような、そういった指導をしております。今、結婚とかお付き合いをするとか、そういったことに興味のある子供たちも非常に多くて、そういったところを規制するっていうことはいたしておりませんので、そういった気持ちを大事にしながらも、学生時代には、やはり、こういうことには気をつけようねっていうような、そういった指導をして卒業まで向かっているというような状況があります。

○佐藤（文）委員 私のほうから。

○大森会長 ありがとうございます。

○佐藤（文）委員 雲南市のほうですけども、（出雲養護学校）雲南分教室というのがあってですね、そこでも先日、こんな実践しましたよという報告を受けたんですけども、男らしさ、女らしさということについて、らしさということについて、男だからこうこうだと、女だからこうだということはないんだよねというような感じの授業だったと思うんですけど、そういった資料が送られてきました。だから、結婚とか、そういったところにはすぐ結びつかないんだけど、そういう多様性ということについて考えるというような授業というのは、今年、こういうふうに行いましたということで報告を受けています。そういった形で、まだまだそんなに進んでいる状況ではないんじゃないかと思います、このジャンルのところでは。だから、そういったことを繰り返しやっていくということは大事かなというふうに思っているところです。以上です。

○福間委員 ありがとうございます。

ぜひ、やっぱり障がい者に対しての目線を持っていただいて、いろんな場面場面で支援をいただければなというふうに思ってます。

○八束特別支援教育課長 ありがとうございました。

○大森会長 ありがとうございました。

芝委員さん。

○芝委員 失礼します。外国人に関して2つ質問させていただきたいと思うんですけども、1点目が、48番の人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育というものがどういったものなのか、ちょっと簡単に教えていただけたらうれしいです。

それから、2点目ですけども、50番ですね、外国人材の雇用に関するセミナーというものについても、少し教えていただけないでしょうか。

○大森会長 こちらは、どちらにお答えしてもらったらよろしいでしょうかね。お答えできますでしょうか、後日回答、どうでしょう。文化国際課。

○人権同和対策課 島田課長 48は、教育指導課さんができますか。

○大森会長 いかがでしょうか、48。

○芝委員 48と50です。

○大森会長 48と50のところになります。

○芝委員 48の、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を令和4年度進めたというふうに書いてあるんですけども。

○教育指導課 田淵課長代理 教育指導課の田淵です。48番につきましては、うちのほうで回答いたします。詳細につきましては、大変申し訳ございませんけども、後日回答させていただければと思います。

○芝委員 ありがとうございます。

そうしましたら、少し希望だけお伝えのほうをしたいと思うんですけども、私が地域で活動する中で、まだまだ従来の国際交流や国際理解といったところ、外との交流から行政のほうにはなかなか意識のほうは行っていないなというふうに常日頃感じております。活動名とかいろいろなものに多文化共生っていう冠はついているんですけども、実際は学校現場で外国語を生徒に使わせたいとか、外国人と交流させたいというのが前に出て、そういった活動の中で、子供たちが国や文化にフォーカスした交流の中で、外国とか外国人の理解度はもちろん深まってはいくとは思いますが、なかなかそれが、じゃあ、外国人県民への理解が深まるか、そこへ意識が向いていくかっていうことは、またちょっと違った問題があるかと思えます。ですので、既存の活動は、在住外国人さん、外国人県民さんの暮らしやすさとか住みやすさにきちんとつながっているかという視点で、一度検証のほうお願いできたらなと思えます。また、研修を受けた人が、そういった視点の変化があったのかどうかっていうことも、ぜひアンケートなどでわかるといいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○大森会長 ありがとうございます。

御回答できないところは後日ということで、また課題として検討してもらおうということ
でよろしいでしょうか。

お願いします。

○雇用政策課 内田課長補佐 雇用政策課でございます。50番の外国人も日本人も活躍
できる職場づくりオンラインセミナーの内容でございますけども、すみません、これは後
日回答させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○芝委員 すみません、ありがとうございます。

技能実習生さんの現状を見たときに、やはり、例えば賃金の未払いだったりとか、暴力
といった、明らかな人権侵害のようなもの、犯罪と言えるようなものがなくても、雇用先
で本当に非常に管理をされている、雇用先が決して大事にしているわけではないんです
けれども、配布物がきちんと届かなかったり、個人に。行動が非常に制限されていたりし
ます。明治の女工さんかなというような形で、本当に手の届くところで大事に囲っておら
れるところが非常に多いんですね。ですので、外国人人材の雇用に関するセミナー、例え
ば労働者としての人材雇用だけではなくて、きちっと雇用者さんが個人の権利とか人権に
関する学びということをやっていないと、ここの現状というのは変わっていないと思
いますので、ぜひ、そういった内容をどんどん組み入れていただけたらなというふうに考
えております。

○大森会長 ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

お願いいたします。

○兒島委員 外国人地域サポーターさんっていうのは、ちょっと私も教えていただきたい
んですけど、ボランティアっていう位置づけですか。

○文化国際課 吾郷調整監 毎月、活動費を定額でお支払いしておりますが、ボランティ
アとして活動いただいております。

○兒島委員 私も今日は人権擁護委員っていう役職で出ているんですけども、人権に関し
てもそうなんですけど、別にスクールソーシャルワーカーをしております。なので、地域
で外国人の御家庭のこととか、私の地域の外国人地域サポーターさんもとっても熱心で、
そんなんでも持つって言うくらい熱心に、いろいろ情報交換もしている中で、ボランティア
だっていう位置づけだということを聞いてちょっとびっくりしたところなんで、ちょっと申

し上げます。

○大森会長 ありがとうございます。

役割に応じた立ち位置があると本当はいいということですね。ありがとうございます。

○兒島委員 性の多様性に関してなんですけども、人権擁護委員は、各学校で、小学校へ人権教室に行きます。そのときに、たまたま私、担当の学校で、雲南市内の学校に行ったときに、夏休みの教職員の研修で性の多様性に関する研修をしたと。でも、結局、それを子供たちにどう授業していいか全く分からない。先生たちも勉強するのに教材がない。もちろん、だから、子供たちも教材がない。私も佐藤先生と同じで、随分前から気にはなっているんですが、6人に1人というのが、今、先生は10人に1人とおっしゃったんですけど、中には13人に1人っていうような割合でLGBTQの人がいるっていう中で、本当に早急に取り組まなければいけない教育だなと思っています。現場の先生方のそういう声は割と聞くので、そういう教材、何か紹介してあげたらいいなと思います。私が行った、たまたま聞いた学校の先生には、リビット。

○佐藤（文）委員 ああ、ありますね。

○兒島委員 あの教材をちょっと紹介してあげたんですが、何かまた県教委のほうでも、教材からちょっと先生方に紹介してあげたらなと思っております。

○大森会長 ありがとうございます。

香川委員さん。

○香川委員 すみません、性の多様性に関する教材っていうところで、私が既に知ってるもので「国際セクシュアリティガイダンス」っていう本が出てまして、これは性の多様性っていうのをインクルージョンだとか多様性っていうのを、性の観点からだけではなくって、もともと子供たちに、学校に入る前から自分の人権ということについて学んだ上で、それから性の多様性について継続的に学んでいくっていうような本が出てまして、では、私に関わりのあった益田の先生だとかっていうところでも、宿泊研修を伴うときの前の指導なんかのときだとか、あんなところにつなげて、性教育っていう枠組みだけではなくって、日頃から子供たちとどのように相手を尊重して対話をしていったらいいかっていうような文脈で、自然にその中に性を入れていくっていうような、そういう取組ができる教材ですので、ぜひ、紹介して、広まっていけばいいなと思っております。

○大森会長 ありがとうございます。

いろいろな専門領域の……。

ありがとうございます、お願いします。

○人権同和教育課 山崎課長 まず、御質問、御指摘ありがとうございます。

今、小学校さんのほうで、性の多様性について研修したんだけど、具体的に、じゃ、どう教えていいかわからないとか、あるいはどう実践したらいいかわからないという、本課の受講された方かどうかちょっとわからないんですけども、どうしてもアンケート等ではいい回答ばかり返ってきて、そういった本当の本音みたいなどころなかなか聞けませんので、ただいまいただいたことは本課のことだと思って、もっと具体的なもの、現場で役立つものを考えていきたいと思います。先ほどの紹介いただきました教材なども研究して、さらに研さんを積んでいきたいと思います。ありがとうございます。

○大森会長 ありがとうございます。

それでは、ほか、よろしいでしょうか。

○繁浪副会長 お願いします。

○大森会長 はい、どうぞ。

○繁浪副会長 副委員長になったので、しゃべらなきゃいけないだろうと思って発言させてもらいます。

私も人権擁護委員をしまして、明日、小学校の1年生、2年生の授業というのに、ちょっと私は出られないですけど、どういう授業をするかということの相談があって、人権に関わるという、その中で、子供たちのそれぞれ、ちっちゃな1年生、2年生なんですけど、それぞれの個性に違いがある、先ほど佐藤委員さんからいただいた、まさに1年生、2年生あたりの取り扱う、違いというところを子供たちに感じてもらおうという、そういう授業になりました。そういったような形で授業をする中で、必ずしもストレートな授業ではなくて、一人一人の子供たちが自分をどう思う、友達をどう思うというふうなこと、こういったことがすごく人権につながるかなというふうなことを思ってます。

すみません、前置きが長いんですが、私がちょっと気になったのは、今回見せていただいて、今の答弁の中で聞いている中で、県といわゆる地域との距離がすごく遠いなっていうのを思いました。私たまたま公民館長をしてるので、地域課題ってすごく聞くんですよ。聞くっていうか、自分の課題になるんですけど。そうすると、県の思っていることと、それから地域、あるいは教育委員会、各種関係団体ですか、そういったところが取り組むことと実際と距離がすごくある。佐藤委員さんみたいに具体的な数値が出てくるとすごく分かるんだけど、その具体的な数値を県が求めていくというふうなことをしているのか

どうかっていうところが、やっぱり資料に出てこなきゃいけないかなというのがちょっと私、気になったところです。そうしないと、こういうふうにしていますとか、こういうふうな相談がありましたっていうふうにしてしまうと、結果的にはそのことがどうなるのかっていうのが見えない。結局その後の、その結果としてこうなったっていうことがやっぱり入ってきて初めていわゆる県民のためになるんじゃないかなというふうなことを思ったりします。

すみません、さらにまた付け加えますが、ちょっとごめんなさい、例えばのところですが、私、障害者の権利条約をもう20年ぐらい前に、国もまだ20年たっていないかもしれませんが、批准したんですけど、例えば資料37ページですかね、障がい者の関係の中で、気になったところがあるんですが、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方、不十分っていう言葉はおかしい。それに「方」ってつければ何か敬語をつけてるのでいい感じがする。要は、知的障がい、精神障がい者等の判断能力が不十分な人が地域において、この言葉ってすごく気になるんですよね。つまり、人権という立場で人権擁護、人権を考える立場の県の中心の人たちが、やはり一般的な、先ほどちょっと発言がありました、健全者とそうじゃない人っていう捉え方、これは今の国際的な流れや日本の国の流れに、日本は遅れてる部分がありますので、行政のほうがどっちかっていうと高齢者弱者とか障がい者弱者っていうのを平気で使うんですけど、本当はその一人一人の人権の権利擁護というふうな立場からいえば、もっと表現がそういうふうな適切な言葉に変えていただくようなことができないと、やっぱりいけないというふうに思うんですが、なかなかそういった世の中のいろんなことが、そういうところが大事にされてなくて気になるんですけど、島根県は早めに障害という「害」を平仮名にするっていうのをいち早くやったのを、私は教員時代にその経験があって、すごくありがたいなと思って、国は全然どこもがそうやってるわけじゃないんですけど、そういうふうに取り組んでいるという中で、実際にまだ、いわゆる一般の人たちじゃない人たちっていう分け方、そういうところが文章表現として大事にされてないっていうところが気になって、先ほどたまたまこの基本方針の49ページのところにも、ほかにもちょっとあったんですけど、書いてあって、そういったような表現みたいなところを検討してほしいなということでございます。結構、福祉と教育といろいろ違っているのがあって、教育のほうはそこまで言わないんだけど、福祉のほうは以外と昔のままずっと来ているというようなことがあります。ちょっとこれ意見として出して答えにくいかもしれませんが、ちょっと気になったと

こで発言させてもらいました。すみません、長くなりました。

○大森会長 このことについては、何か。

○地域福祉課 三次課長補佐 御指摘のところ、大変ごもっともなところだというふうに認識させていただきましたので、意識といったところですね、職員の意識といったところをもう一度研修を図っていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○大森会長 お願いいたします。

○障がい福祉課 大下課長 この事業概要の表現というところで、確かに御指摘のとおりかなというふうに思います。話にもありました、障害の「害」の字を平仮名に書き換える、あるいは自殺を自死にというところで、これはやはり当事者の方の要望、それに寄り添った形での表現を柔軟に変えてきたという背景があります。ただ、そのほかにもやはり表現、どうしても、例えば事業名でありますとか法律名というところで、それを引用してるからこその内容の部分もあるんですが、やはりその言葉が独り歩きする、イメージが定着してしまいかねないというところは、やはり事業を進めていく上でも考慮しないといけない事項かなと思いますので、こちらのほうでもちょっと認識を改めたいというふうに思います。ありがとうございます。

○大森会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から情報提供として、障がい福祉課と人権啓発センターより、説明等あればお願いいたします。

○大下障がい福祉課長 情報提供としまして、当課のほうからは、障害者差別解消法の改正ということで説明をさせていただきたいと思います。資料のほう、1枚紙になります。白黒の紙、モノクロの紙ですけど、頭のほうに事業者にも合理的配慮の提供が義務化されますという1枚紙を御覧ください。

障害者差別解消法の改正に伴ってということですが、この障害者差別解消法、平成28年に施行されまして、令和3年度に一部改正、このたび、来年4月にその改正法が施行されます。ポイントは、ここの頭に書かれていますとおり、事業者に対しても合理的配慮の提供がこれまでの努力義務から義務化になるということが最大のトピックとなっております。

障がい者差別、このチラシの中にも書かれておりますが、差別解消法の中では2つのテーマを重視しておりまして、まずは、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、

それから、障がいのある方から申出があった場合に、合理的配慮の提供を求め、それに応ずるということ、この2点が大きなその法律の趣旨となっております。これらについて、この2点については、そのうち差別的取扱いの禁止、これは行政機関も事業所も、これまでは義務とされておりました。2つ目の合理的配慮の提供については、行政機関は、これまでも義務となっておるところだったんですが、事業者については努力義務だったところなんです。これがこのたびの改正で義務化になったということで、そういったところの対応を周知していかないといけないということで、こういったチラシが作られているところです。

まず、ちょっと押さえるところで分かるんですが、合理的配慮についてということで、このイラストの右手のほうに書かれております。合理的配慮の提供とは何なのかということですが、端的に言いますと、障がいがある方から配慮の申出があった場合に手助けをすることとなります。事業所の場合ですと、基本的には窓口あるいはお客への対応など、その場でできることが中心となってきます。例えばなんですけど、具体的などころですが、例えば車椅子の方、段差で携帯用スロープを用意して、それを乗り越えていくことをお手伝いすると、配慮したりと、あるいは、棚の商品を取ってあげたりという物理的な配慮も考えられます。それから、意思疎通の配慮ということで、例えば筆談ですとか、読み上げる、代筆を行う、拡大文字、そういったことが考えられます。あるいは、さらに広がりますと、例えば研修会を開催したりといったときに、参加者の状況に配慮して休憩時間を長めに取る、トイレで混雑する、トイレに時間がかかるといったところで、休憩時間を長く取ったりですとか、非公開の会議に介助者に同行してもオーケーだとする、そういった特例的といいますか、柔軟な対応を参加者に応じて取るといったところが考えられます。こういった配慮に対しての申出を事業者の方、受けられた際に、こちらのほうにありますけど、負担が重過ぎない範囲で対応を行うことが求められてまいります。ただ、対応が必ずしもできないといった場合でも、その理由をきちっと説明して相手の方に理解を得られるように努めることが望ましいとされております。

その基本的な姿勢として、矢印の下にあります。建設的対話となっております。障がいのある人と事業者が話し合っ、共に対処策を検討となっております。こういった配慮が事業者にとってみれば、できる、できないといった二元論で考えるのではなくて、できる範囲で対応可能な代替案を提出することということももちろん可能となっております。例えば聴覚の障がいのある方から手話での対応ができないかとお申出があった際に、手話は難しいが筆談だったら対応できるといったことで合意すると、こういったやり方で、常

にお互いに対話をしながら、双方納得いく形を模索していくということが基本姿勢になるかなと思います。こういった合理的配慮を事業者レベルでどのように浸透させるかといったところです。

来年4月から、この義務化については、まずは、事業者の方に知ってもらうことが大事だと思っております。事業者に向けた啓発と支援の充実を強化していかないといけないかなというふうに考えております。合理的配慮というと、本当に言葉からして非常に難しいというイメージはあるんですが、決して難しいものではないと、今申しましたように、相手と話し合っ、相手の希望に応じて対応可能な納得が得られる配慮を行うことという、言わばこれは実は基本的な一般的な顧客の対応と何ら変わらないのだと、それを少し意識しながらということではないかなと思っております。あとは実践になってくるということとなります。

こういった事業者に対しての周知の部分ですけど、県のほうでは、国や県庁の中の関係機関と連携しながら、例えば事業者団体等通じて広く合理的配慮の提供の必要性と、それから、これに伴う準備、例えば従事者、従業員への研修であるとか、グッズの配置であるとか、窓口へのお知らせですとか、そういった具体的な対応について、働きかけを行いたいと思っております。

それから、県、あるいは市町村ですけど、これまでも障がいのある方から、例えば不当な差別的取扱いですとか、合理的配慮の不提供といった事案に対しての相談窓口を設置しております。ちょっとこちらのほうで考えておりますのが、障がいのある方だけではなくて、関係する事業者などからも相談があった際には、それに対しての助言を行いまして、なるべく合理的配慮の提供の仕方がスムーズにいくようにということで対応を検討しております。

いずれにしても、まだ実際義務化になると、罰則規定とかはないのですが、こういった形が望ましいのかといったところは、まだこれからケース・バイ・ケースの部分が多くなると。そういった事例を積み重ねてお伝えをしていくということで、徐々に浸透が図れたらというふうに考えております。

私からは以上となります。

○大森会長 ありがとうございました。

続いて、お願いいたします。

○人権啓発推進センター 吉田センター長 失礼いたします。そうしますと、私のほうか

ら、島根県パートナーシップ宣誓制度について御説明させていただきます。

お手元に資料でチラシのほう入れさせていただいております。これを御覧いただきたいと思っております。

島根県パートナーシップ宣誓制度につきましては、本年の10月1日から受付を開始、本格的にスタートしております。そのパートナーシップ宣誓制度について、それはどういふことかなってというのは詳しく御承知ない方もおられるかもしれませんが、チラシの左下のほうに、黄色い丸の中に、島根県パートナーシップ宣誓制度とはということで書いております。お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明して、お二人の関係性を県として証明するという制度です。性的少数者の方、いわゆる同性カップルの方が多いんですけれども、同性カップルの方というのは、現在、日本では同性婚が認められていないという中で、社会的にもなかなか家族として認知されていない。それがゆえに、様々な支障ですとか困り事があるという中で、お二人が家族として一緒に生活していくところを県のほうで証明させていただきまして、チラシの真ん中ほどにあります受領カードというようなもの、こういうものを県のほうで交付させていただきます。こちらを、例えば行政の窓口ですとか民間サービスで家族としての証明ということで御活用いただいて、お二人が少しでも家族として暮らしやすくなっていただけたらなということで、島根県のほうで実施要綱という形で制度をつくりました。県のほうで行っている行政サービスでは限りがございますので、市町村のほうにも御協力いただけないかということでお話をさせていただきまして、全市町村のほうで御協力いただけるということになりましたので、この事業自体、制度は島根県のほうで運用させていただきますけれども、サービスの提供につきましては、全部の市町村のほうでも御協力いただけるということで、県と市町村の共同事業という形で、この10月1日からスタートしております。

まずは、市町村のほうでは、県もですけれども、県と市町村の行政サービスということで、公営住宅の入居、それと公立病院のほうでの面会等というところで、家族として同様の扱いをしていただけるということでスタートをさせていただいております。その他の行政サービスにつきましても、それぞれの市町村でまだできることがあるということで、引き続き御検討、県もですけれども、させていただきます。

そのほか、民間のほう、実際、民間のほうがこういった取組がかなり進んでおりまして、民間のほうにも御協力をお願いしております。県内の金融機関ですとか不動産分野等にお

きまして、例えば金融機関でしたら、住宅ローンを家族として世帯合算という形で借りることができるというようなことですか、不動産でしたら、民間の賃貸住宅等に家族として一緒に入れるようにというような取組をしていただける企業というのが少しずつ広がるところでございまして。

制度の詳しい宣誓の要件ですとか、あと、手続等につきましてはチラシのほうに書かせていただいておりますので、また御覧いただきたいなというふうに思っております。

この取組を通じまして、県民の皆様に対して、性の多様性についての、まずは理解を深めていただくってことはこれまでもやっておりましたけれども、具体的にこの制度の導入を通じまして、性的少数者の方が支障ですとか不安に思っらっしゃることの解消が少しでも図られて、誰もが自分らしく暮らすことができるっていう、そういった社会のほうを今後も目指していきたいなというふうに思っております。

ちょっと雑駁な説明で申し訳ございませんけれども、少しお時間をいただきまして、このパートナーシップ宣誓制度の広報・周知と性の多様性に関する、少し啓発の意味を込めまして、センターのほうで動画のほうを作らせていただきました。6分少々動画ですけども、ちょっとこちらのほうを御視聴いただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔動画視聴〕

○人権啓発推進センター 吉田センター長 以上になりますが、大変すみません、ちょっと途中途中、音声途切れ途切れになってしまって大変申し訳ございませんでした。こういった形での動画、これは今、全部の市町村の人権担当部局のほうにはお渡ししております、全市町村で行われます研修等で御活用いただくというようなこと、あるいはセンターのほうから啓発指導講師のほうが出かけて行ってさせていただく研修講演会等でも活用をしていくような形で今予定をしております。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

○大森会長 ありがとうございました。

こういうパートナーシップ制度が皆さんに周知されて、生きづらさが楽になるといいなというふうに思います。ありがとうございます。

議事の3まで進んでおりまして、最後、議事4、その他ということにさせてもらいたいと思います。全体を通じて何か御意見等ございましたら御発言くださいますようお願いい

たします。よろしいですか。

それでは、時間はもう少しございますが、意見がもう出尽くしたということでよろしいでしょうかね。

はい、どうぞ。

○香川委員 ありがとうございます。

児島委員さんがおっしゃったボランティアでという話も、私も同意して強調したいなと思っていたところで、社会の中の福祉だとか、いわゆる弱者って言われる人たちをサポートする立場の人たちがボランティアで賄われていく社会の異常さといいますか、そこが重要なので、私たちが予算をつくって、そこに使っていないといけないっていう、そういうことが当たり前になればいいなと思っていて、ボランティアに助けてもらうっていうことも継続していかないといけないっていう現実的な必要性はあるものの、それを当たり前としていかないっていうところが大事だと思っております。よろしく申し上げます。

○大森会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。以上でしょうか。

それでは、意見が出尽くしたということで、以上をもって議事を終了したいと思っております。御協力ありがとうございます。建設的な御意見をたくさんいただきました。ありがとうございました。

事務局にお返ししたいと思いますか。

○人権同和対策課 足立課長補佐 ありがとうございます。

それでは、島根県環境生活部次長の周藤より閉会の御挨拶を申し上げます。

○環境生活部 周藤次長 失礼いたします。環境生活部次長の周藤でございます。閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、本県の人権施策に関しまして、多くの貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。本日いただいた御意見の中では、外国人住民の方が増えている中で、学校内外の支援の状況ですとか、相談窓口やサポーターさんなどの活動の状況を踏まえ、様々な取組を通して外国人住民の理解、暮らしやすさにつなげてほしいといった御意見ですとか、また、学校における性の多様性をはじめとした人権の理解を深めることの取組の重要性といった御意見、そして、一人一人の人権を尊重するという視点で、改めて県の意識や取組を見詰め直すことが必要などと御意見をいただいたところでございます。

本日いただきました、こうした御意見につきましては、しっかり検討させていただきまして、それぞれの人権課題の解決に向けて、効果的な取組となるよう、活かしてまいりたいと考えております。

県といたしましては、人権施策推進基本方針に基づき、各種施策を一層推進してまいり所存でございますので、委員の皆様方には、引き続き御協力、御指導賜りますよう、よろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○人権同和対策課 足立課長補佐 以上をもちまして、島根県人権施策推進協議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。